

衆議院 第百五十三回国会 厚生労働委員会 議 録 第 十 三 号

平成十三年十二月五日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 鈴木 俊一君

理事 棚橋 泰文君 理事 谷畑 孝君

理事 森 英介君 理事 吉田 幸弘君

理事 鍵田 節哉君 理事 釘宮 磐君

理事 福島 豊君 理事 佐藤 公治君

上川 陽子君 鴨下 一郎君

北村 誠吾君 熊代 昭彦君

佐藤 勉君 桜田 義孝君

田村 憲久君 竹下 巨君

西川 京子君 野田 聖子君

林省之介君 原田 義昭君

松島みどり君 三ツ林隆志君

宮澤 洋一君 望月 義夫君

山本 明彦君 吉野 正芳君

渡辺 具能君 家西 悟君

大島 敦君 加藤 公一君

金田 誠一君 土肥 隆一君

平野 博文君 古川 元久君

松本 剛明君 三井 辨雄君

水島 広子君 山井 和則君

青山 二三君 江田 康幸君

河合 正智君 樋高 剛君

小沢 和秋君 木島日出夫君

阿部 知子君 中川 智子君

井上 喜一君 松浪健四郎君

川田 悦子君

議員 鍵田 節哉君

参議院議員 入澤 肇君

参議院議員 清水嘉与子君

参議院議員 沢 たまき君

厚生労働大臣 坂口 力君

厚生労働副大臣 南野知恵子君

厚生労働大臣政務官 佐藤 勉君

政府参考人 工藤 智規君

(文部科学省高等教育局長) 篠崎 英夫君

政府参考人 篠崎 英夫君

(厚生労働省医政局長) 河村 博江君

政府参考人 院部長) 宮島 彰君

(厚生労働省医薬局長) 宮武 太郎君

厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

十二月五日

辞任

奥山 茂彦君

松島みどり君

宮腰 光寛君

渡辺 具能君

土肥 隆一君

三井 辨雄君

江田 康幸君

井上 喜一君

同日

辞任

桜田 義孝君

望月 義夫君

山本 明彦君

平野 博文君

松本 剛明君

河合 正智君

松浪健四郎君

十二月三日

身体障害者補助犬法案の早期成立に関する請願

同(中川智子君紹介)(第一三五七号)

同(石毛鍬子君紹介)(第一四八八号)

同(金田誠一君紹介)(第一四八九号)

同(中川智子君紹介)(第一四九〇号)

同(乳幼児医療費無料制度の創設に関する請願)(小沢和秋君紹介)(第一三五八号)

同(金田誠一君紹介)(第一三五九号)

同(北川れん子君紹介)(第一三六〇号)

同(後藤藤茂之君紹介)(第一三六一号)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一四五四号)

同(池田元久君紹介)(第一五七五号)

同(五島正規君紹介)(第一五七六号)

同(小規模作業所等成人期障害者施策の拡充に関する請願)(神崎武法君紹介)(第一三二二号)

同(釘宮磐君紹介)(第一四五六号)

同(秋君紹介)(第一二六三三号)

同(大森猛君紹介)(第一五七七号)

同(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願)(小沢和秋君紹介)(第一三六四号)

同(鍵田節哉君紹介)(第一三六五号)

同(水島広子君紹介)(第一三六六号)

同(青山二三君紹介)(第一四四七号)

同(北側一雄君紹介)(第一四四八号)

同(中西績介君紹介)(第一四四九号)

同(三村申吾君紹介)(第一四六〇号)

同(三井辨雄君紹介)(第一四六一号)

同(同(家西悟君紹介)(第一五七八号)

同(加藤公一君紹介)(第一五七九号)

同(金田誠一君紹介)(第一五八〇号)

同(川田悦子君紹介)(第一五八一号)

同(釘宮磐君紹介)(第一五八二号)

同(佐藤公治君紹介)(第一五八三号)

同(高木義明君紹介)(第一五八四号)

同(介護、医療、年金制度の拡充に関する請願)(小沢和秋君紹介)(第一三六七号)

同(石井紘基君紹介)(第一五八六号)

同(同(木島日出夫君紹介)(第一五八七号)

同(児玉健次君紹介)(第一五八八号)

同(マツサージ診療報酬の適正な引き上げに関する請願)(小沢和秋君紹介)(第一三六八号)

同(釘宮磐君紹介)(第一四六二号)

同(食品衛生法の改正・運用強化等に関する請願)(逢沢一郎君紹介)(第一三六九号)

同(赤羽一嘉君紹介)(第一三七〇号)

同(同(井上喜一君紹介)(第一三七一号)

同(伊藤信太郎君紹介)(第一三七二号)

同(同(一川保夫君紹介)(第一三七三号)

同(同(江藤隆美君紹介)(第一三七四号)

同(同(枝野幸男君紹介)(第一三七五号)

同(同(大原一三君紹介)(第一三七六号)

同(同(奥谷通君紹介)(第一三七七号)

同(同(奥山茂彦君紹介)(第一三七八号)

同(同(川崎二郎君紹介)(第一三七九号)

同(同(神崎武法君紹介)(第一三八〇号)

同(同(北川れん子君紹介)(第一三八一号)

同(同(後藤藤茂之君紹介)(第一三八二号)

同(同(近藤基彦君紹介)(第一三八三号)

同(同(佐藤謙一郎君紹介)(第一三八四号)

同(同(田中甲君紹介)(第一三八五号)

同(同(土肥隆一君紹介)(第一三八六号)

同(同(中川正春君紹介)(第一三八七号)

同(同(中山太郎君紹介)(第一三八八号)

同(同(春名真章君紹介)(第一三八九号)

同(同(東順治君紹介)(第一三九〇号)

同(同(藤井孝男君紹介)(第一三九一号)

同(同(藤島正之君紹介)(第一三九二号)

同(同(二田孝治君紹介)(第一三九三号)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十三号 平成十三年十二月五日

けですが、参議院の審議でも何回も出てきたと思  
います、大学によっては二、三例。十例程度で  
すから、非常に多いですから、一、三例とか、  
少子化で子供が見つからない、産む人がなかなか  
ちよつといないとかというようなことを理由とし  
て挙げられていたが、ここに、バーチャル教  
材、実習の衛星中継というのが出産介助のカリ  
キュラムの中で認められていて、むしろ文部科学  
省はそれを奨励していて、九十一校のうち既に  
五十五校ほど、バーチャル教材、実習の衛星中継  
というのが組み込まれているそうなんです。

しかし、法律を読みますと、厚生労働省の通達  
ですか、これの中に「教育実施上の留意事項」と  
して、「一 臨地実習は、実践活動の場において  
行う実習のみを指すものであること。」これは、  
バーチャル教材はこれに当たりませんね。そのこ  
ところを明確に。

○工藤政府参考人 近年、従前の三年プラス六カ  
月以上という養成の仕組みから、四年一貫の養成  
の体制をとる国公私の大が多くなっています、  
ここ十年間で約十倍ほどにふえてきたんです  
いますが、その中で、助産婦の養成に必要な実習  
それは八単位でございますけれども、それについ  
てはすべての大学で対応しているところござい  
ます。

今御指摘の、衛星通信によります遠隔講義シ  
ステムの導入、あるいはバーチャルなソフトの開  
発によります教材での教育といえますのは、その実  
習以外、指定基準に定める実習以外の、なかなか  
今少子化等の関係で実習事例が少なくなつてござ  
いますので、いわばそれを補充し強化するために、  
助産婦教育を充実するという観点から各大学が工  
夫して導入しているものでございます。

○中川(智)委員 済みません、ちよつと確認です  
が、では十例程度の中に入らない、あれに入らな  
いと—はい、わかりました。  
時間が来ましたが、なぜ、女性しかいない職場、  
女子のみに限ったにもかかわらず、婦を参法の中  
で、この助産婦だけに婦を残せばいいわけです、

どうして一体化するのか。それに対しては全く私  
は賛成しかねるものであり、助産婦の名前を残す  
ことこそが、もつと助産婦をふやし、助産婦の方  
たちの誇りを失わずに、専門性が保て、また、産  
む側にとっては安心なのだ。これは非常に大事な  
んです。出産だけでもいい。そこに男性が入っ  
てくることは絶対に許しがたいことですので、今  
回の参法、名称変更を反対することを強く言いま  
して、質問を終わります。

○鈴木委員長 以上で本案に対する質疑は結局い  
たしました。  
○鈴木委員長 これより討論に入るのであります  
が、その申し出がありませんので、直ちに採決に  
入ります。  
参議院提出、保健婦助産婦看護婦法の一部を改  
正する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○鈴木委員長 起立多数。よつて、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。  
○鈴木委員長 この際、本案に対し、吉田幸弘君  
外七名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、  
公明党、自由党、日本共産党、社会民主党、市民  
連合及び保守党の七派共同提案による附帯決議を  
付すべしとの動議が提出されております。  
提出者より趣旨の説明を聴取いたします。加藤  
公一君。

○加藤(公)委員 私は、自由民主党、民主党、無  
所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会  
民主党、市民連合及び保守党を代表いたしまし  
て、本動議について御説明申し上げます。  
案文を朗読して説明にかえさせていただきますま  
す。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する  
法律案に対する附帯決議(案)  
政府は、次の事項について適切な措置を講ず  
るべきである。

一 出産に関するケアを受ける者の意向が尊重  
され、それぞれの者に合ったサービスの提供  
が行われるよう、情報提供の促進を含め必要  
な環境の整備に努めること。  
二 助産師教育については、学校養成所指定規  
則に定める十分な出産介助実習が経験できる  
ようにする等、その充実を努めること。  
三 保健師、助産師、看護師等の看護職員につ  
いては、その職責と社会的使命の重大さにか  
んがみ、それぞれの職種が果たしている機能  
の充実強化に向けて、教育環境の改善、人員  
増等の施策を講ずること。  
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。  
○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
採決いたします。  
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案に対し附  
帯決議を付することに決しました。  
この際、坂口厚生労働大臣から発言を求められ  
ておりますので、これを許します。坂口厚生労働  
大臣。

○坂口国務大臣 ただいま御決議のありました本  
法案に対する附帯決議につきましては、その御趣  
旨を十分に尊重いたしまして、努力してまいる所  
存でございます。  
ありがとうございます。

○鈴木委員長 お諮りいたします。  
ただいま議決いたしました本案に関する委員会  
報告書の作成につきましては、委員長に御一任願  
いいたし存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕

○鈴木委員長 次に、第五百五十一回国会、鍵田節  
哉君外九名提出、ホームレスの自立の支援等に關  
する臨時措置法案を議題といたします。  
提出者より趣旨の説明を聴取いたします。鍵田  
節哉君。  
ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法  
案  
〔本号末尾に掲載〕

○鍵田議員 ただいま議題となりましたホームレ  
スの自立の支援等に関する臨時措置法案についま  
して、その提案理由及び内容の概要について御説  
明申し上げます。  
平成十一年十月末の厚生省の調査によれば、我  
が国には約二万人のホームレスがあり、今日では  
三万人を超えているとの推計もあります。東京都  
が行ったホームレスに関する実態調査によります  
と、ホームレスの七割が求職活動をしており、ま  
た、ホームレスの六割はかつて安定的な就労をし  
ていた人です。まじめに働いてきた人々も  
職を失つてホームレスになることを余儀なくされ  
ている姿が、かいま見ると言えましよう。

現在の厳しい経済情勢のもと、戦後最悪の五・  
四％という失業率と相まって、ホームレスの数は  
今後も増加傾向が続くと思われまます。食事の確保  
もままならない長期の路上生活により、多くの  
ホームレスが心身とも疲弊しております。冬の訪  
れを間近に控え、東京でさえ例年氷点下を記録す  
るにつく寒さの中で、路上において貴重な命が  
失われていく現実には到底看過できるものではあり  
ません。ホームレスの自立支援を目的とするNP  
Oも、近年、各地において積極的な活動を行つて  
おりますが、これらのNP Oの活動に対する公的  
な支援は残念ながら不十分な状況です。早急に国  
などの果たすべき責務を明らかにするとともに、  
必要な施策を講ずることにより、ホームレスに關

する臨時措置法案を議題といたします。鍵田  
節哉君。  
ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法  
案  
〔本号末尾に掲載〕  
○鍵田議員 ただいま議題となりましたホームレ  
スの自立の支援等に関する臨時措置法案についま  
して、その提案理由及び内容の概要について御説  
明申し上げます。  
平成十一年十月末の厚生省の調査によれば、我  
が国には約二万人のホームレスがあり、今日では  
三万人を超えているとの推計もあります。東京都  
が行ったホームレスに関する実態調査によります  
と、ホームレスの七割が求職活動をしており、ま  
た、ホームレスの六割はかつて安定的な就労をし  
ていた人です。まじめに働いてきた人々も  
職を失つてホームレスになることを余儀なくされ  
ている姿が、かいま見ると言えましよう。  
現在の厳しい経済情勢のもと、戦後最悪の五・  
四％という失業率と相まって、ホームレスの数は  
今後も増加傾向が続くと思われまます。食事の確保  
もままならない長期の路上生活により、多くの  
ホームレスが心身とも疲弊しております。冬の訪  
れを間近に控え、東京でさえ例年氷点下を記録す  
るにつく寒さの中で、路上において貴重な命が  
失われていく現実には到底看過できるものではあり  
ません。ホームレスの自立支援を目的とするNP  
Oも、近年、各地において積極的な活動を行つて  
おりますが、これらのNP Oの活動に対する公的  
な支援は残念ながら不十分な状況です。早急に国  
などの果たすべき責務を明らかにするとともに、  
必要な施策を講ずることにより、ホームレスに關

以上が、本法律案を提案するに至った理由であります。次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この法律に言うホームレスであります。典型的なホームレスである野宿生活者とともに、金銭の余裕がある場合にはいわずゆるドヤで寝泊まりしているような典型的なホームレスに準ずる者もホームレスに含めることとし、この法律の対象としております。

第二に、この法律による施策の目標として、一、就業の機会の確保、居住の場所の確保並びに保健及び医療の確保といった自立の支援のための施策によるホームレスの自立、二、生活上の支援による新たなホームレスの発生の防止、三、緊急に行うべき援助、生活保護法による保護の実施、地域における生活環境の改善及び安全の確保等によるホームレスに関する問題の解決を掲げております。

第三に、国及び地方公共団体に、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施の義務を課すとともに、ホームレス自身もみずからの自立に努めるものとしております。

第四に、厚生労働大臣及び国土交通大臣はホームレスの自立の支援等に関する基本方針を、都道府県及び指定市町村は基本方針に即した実行計画を、それぞれ策定しなければならないこととしております。

第五に、国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を執行するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講じなければならないこととしております。

その他、国民の協力、民間団体の能力の活用、国及び地方公共団体の連携、ホームレスの実態に関する全国調査について定めております。

第六に、この法律は、交付の日から起算して一

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十三号

平成十三年十二月五日

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。また、現下のホームレスの増加状況は特異な事態であるとの認識のもと、平成二十年三月三十一日までの時限立法としております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

本法案のごとき日本国憲法で保障された基本的人権の尊重と密接不可分なものについては、与野党の別はありません。私自身、各党各会派の議員各位がかねてよりホームレス問題に熱心な取り組みを行ってきたことを承知しており、心からの連帯と敬意の念を表してきました。

何とぞ、慎重御審議の上、一日も早く各党の御賛同を得てホームレスの自立支援を眼目とした特別立法の成立が図られますことを切にお願い申し上げます。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、来る七日金曜日午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

保健婦助産師看護師法

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 免許（第七条―第十六条）

第三章 試験（第十七条―第二十八条）

第四章 業務（第二十九条―第四十二条の二）

第四章の二 雑則（第四十二条の三―第四十二

第五節 罰則（第四十三条―第四十五条）

附則

第一条中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健婦、助産師及び看護師」に、「はかるのを」を「図ることを」に改める。

第二条中「保健婦」を「保健師」に、「保健婦の」を「保健師の」に、「女子」を「者」に改める。

第三条中「助産婦」を「助産師」に、「よく婦」を「よく婦」に、「なす」を「行う」に改める。

第五条中「看護婦」を「看護師」に、「よく婦」を「よく婦」に、「なす」を「行う」に改める。

第六条中「看護婦」を「看護師」に、「看護婦の」を「看護師の」に、「なす」を「行う」に改める。

第七条中「保健婦、助産婦又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師」に、「保健婦国家試験、助産婦国家試験又は看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験」に改める。

第八条中「准看護婦」を「准看護師」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

第九条第二号及び第三号中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第十条中「保健婦籍、助産婦籍及び看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍及び看護師籍」に、「保健婦免許、助産婦免許及び看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許及び看護師免許」に改める。

第十一条中「准看護婦籍」を「准看護師籍」に、「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改める。

第十二条第一項中「保健婦国家試験、助産婦国家試験若しくは看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験又は准看護師試験」に、「保健婦籍、助産婦籍又は准看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍又は准看護師籍」に改める。

同条第二項中「保健婦免許証、助産婦免許証又は看護婦免許証若しくは准看護婦免許証又は准看護師免許証」に改める。

第十三条第一項中「保健婦免許、助産婦免許又は看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許又は看護師免許」に改める。

第十四条第一項中「保健婦、助産婦若しくは看護婦」を「保健師、助産師若しくは看護師」に改める。

第十五条第二項及び第六項から第十八項までの規定中「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

第十六条中「の外」を「のほか」に、「保健婦籍、助産婦籍、看護婦籍及び准看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍」に、「書換交付」を「書換え交付」に改める。

第十七条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験」に、「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第十八条中「保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

第十九条中「保健婦国家試験」を「保健師国家試験」に、「看護婦国家試験」を「看護師国家試験」に改める。

同条第二号中「保健婦養成所」を「保健師養成所」に改める。

同条第三号中「保健婦学校」を「保健師学校」に改める。

同条第四号中「保健婦免許を得た者」を「保健師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

同条第五号中「保健婦免許を得た者」を「保健師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

同条第六号中「保健婦免許を得た者」を「保健師免許に相当する免許を受けた者」に改める。

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

保健婦助産看護婦法に定められている資格のうち、その名称が女子と男子とで異なっているものにつき、これを改め、それぞれ「保健師」、「看護師」及び「准看護師」とするとともに、「助産婦」を「助産師」とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案

ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条-第三条)
- 第二章 国等の責務等(第四条-第九条)
- 第三章 基本方針及び実行計画(第十条-第十四条)
- 第四章 財政上の措置等(第十二条-第十三条)

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることにかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

第二条 この法律において「ホームレス」とは、野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者であつてこれに準じるものをいう。

(ホームレスに関する施策の目標)

第三条 ホームレスに関する施策は、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の確保、職業能力開発その他の方法による就業の機会の確保、公営住宅の供給、民間の賃貸住宅への入居の支援その他の方法による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、雇用の確保、生活相談その他の生活上の支援を行うことにより、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、宿泊場所の一時の提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

第二章 国等の責務等

(国の責務)

第四条 国は、前条各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(ホームレスの自立への努力)

第六条 ホームレスは、その自立を支援するため

の国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

(民間団体の能力の活用等)

第八条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第九条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第三章 基本方針及び実行計画

(基本方針)

第十条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十三条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定されるものとする。

- 一 ホームレスの就業の確保、居住の場所の確保並びに保健及び医療の確保に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活相談及び生活指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。以下同じ。)その他のホームレスの個々の事情に対応して総合的な支援を行うことによりその自立を支援する事業の実施に関する事項

- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 五 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項、地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項その他ホームレスに関する問題について実施すべき施策に関する基本的事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣及び法務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実行計画)

第十一条 都道府県は、基本方針に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を執行するための計画(以下「実行計画」という。)を策定しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び特別区並びにその区域内にホームレスが多数存在する市町村として厚生労働大臣及び国土交通大臣が指定する市町村は、基本方針及び実行計画に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を執行するための計画を策定しなければならない。

3 地方公共団体は、実行計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を反映せよう努めるものとする。

第四章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十二条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を執行するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレ

スの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講じなければならぬ。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十三条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月以内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。

理 由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることにかんがみ、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。